

雄武町教育委員会障がい者活躍推進計画

機関名	雄武町教育委員会
任命権者	雄武町教育委員会教育長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
障がい者雇用に関する課題	雄武町教育委員会においては、職員総数が20名程度の小規模な機関であり、これまで障がい者に限定した募集・採用は行っていない。障がい者である職員は在籍しているが、個別に対応しており、大きな問題は生じていない。
目標	
1 採用に関する目標	障がい者雇用の推進に関する理解を深める。
2 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。 （評価方法）障がい者である職員の定着状況を把握する。
取組内容	
1 障がい者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用推進者として教育振興課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障がい者である職員の相談窓口を設定する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 ○役割分担及び各種相談先については、人事異動等により変更が生じるため、定期的に更新を行う。
2 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<ul style="list-style-type: none"> ○現に勤務する障がい者や障がい者となった職員が、従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。 ○人事評価等の面談により、障がい者と業務の適切なマッチングができているか点検を行う。
3 障がい者の活躍推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際に障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握し、必要な措置を検討する。 ○募集採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障がい者を排除し、又は特定の障がい者に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定すること。 ・特定の就労機関からのみの受入れを実施すること。
その他	国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく「雄武町障害者優先調達推進方針」による障がい者就労施設等への発注等を通じて障がい者の活躍の場の拡大を推進する。